

公益財団法人予防医学事業中央会入会費及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人予防医学事業中央会（以下「中央会」という。）支部規程第7条に定める支部の入会費及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会費)

第2条 入会費は、100,000 円とする。

- 2 入会費は、支部に認定され、中央会から請求があった日から1ヵ月以内に納入しなければならない。
- 3 入会費は、原則として、中央会が指定する口座へ振り込むものとする。
- 4 支部がすでに納めた入会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会費)

第3条 会費は、維持会費及び事業割会費とする。

- 2 維持会費及び事業割会費の額及び納入期限は、別表1に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、会計年度の途中から支部に認定された場合（認定取消から再び認定されるまでの間が1年未満の場合を除く。）は、会費を月割で計算するものとする。
この場合において、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 4 会費は、原則として、中央会が指定する口座へ振り込むものとする。
- 5 支部がすでに納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会費の減免)

第4条 中央会は、次の各号に掲げる事由に該当する支部から申請があり、理事会が認めた場合は、会費を減免することができる。

- (1) 前年度の事業収益が前々年度の事業収益から著しく減少した場合
 - (2) 大規模災害等により支部の事業活動が休止又は停滞し、3か月以上、収益が得られなかった場合
 - (3) その他やむを得ない事情で会費の納入が困難となった場合
- 2 減免できる会費種別は、事業割会費とし、その減免の割合は別表2で定めるとおりとする。
 - 3 減免期間は、原則として、申請を受理し、理事会の決議がなされた当該年度に限るものとする。ただし、特別な事情がある場合は、最長3年間延長することができる。
 - 4 減免を希望する支部は、会費減免申請書（別記様式）に次に掲げる関係書類を添えて申請しなければならない。
 - (1) 申請月の属する年度の前年度及び前々年度の決算報告書
 - (2) 申請月の前月以前12ヵ月間の事業収入及び支出が記載された資料
 - (3) 前2号の資料のほか、減免を申請するに至った状況を証明することができる資料

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程で定める会費（事業割会費）の額は、令和10年度から適用し、令和6年度から令和9年度の間は、経過措置を定めて段階的に調整する。
- 3 公益財団法人予防医学事業中央会会費等規程（平成24年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和6年6月21日から施行する。

(別表1)

会費種別	会費額（年額）	納入期限
維持会費	260,000 円	6 月末
事業割会費	支部の前年度事業収益（健診検査・健康教育・調査研究事業の範囲に限る）の0.04% （1,000 円未満は切り捨て）	総額を3分割し、それぞれ9月末、12月末、3月末まで。 3分割（1,000 円未満は切り捨て）した結果、総額と差異が生じた場合は、その差額を9月末納入額に加算する。

(別表2)

減免の事由	減免の基準
前年度の事業収益が前々年度の事業収益から10%以上20%未満減少した場合	最大50%減額
前年度の事業収益が前々年度の事業収益から20%以上減少した場合	最大80%減額
大規模災害等により支部の事業活動が休止又は停滞し、3か月以上、収益が得られなかった場合	最大100%減額
その他やむを得ない事情で会費の納入が困難となった場合	最大100%減額